

令和4年1月24日

関係各位

香川県商工労働部産業政策課

「まん延防止等重点措置」の実施に伴う対策について

1月21日（金）、香川県にまん延防止等重点措置が適用され、県内8市6町を措置区域としているところですが、県内における感染は、その後も拡大を続けております。

こうしたことから、1月25日（火）から2月13日（日）までの間、新たに、綾川町及びまんのう町を措置区域に追加し、2町においても早期に強い対策を行い、まん延を防止する措置を講ずることについて決定しました。

これに伴い、新たに措置区域に加わりました綾川町及びまんのう町において、食品衛生法に基づく営業許可を得て、飲食店又は喫茶店の営業を行っている店舗を対象に、営業時間短縮等を要請します。認証店の場合は、営業時間を午前5時から午後9時まで、酒類の提供は午後8時までとすること、または、営業時間を午前5時から午後8時まで、酒類の提供を行わないことのいずれかを選択できることとします。一方、認証を受けていない場合は、営業時間を午前5時から午後8時まで、酒類の提供を行わないよう、要請します。

今回（第9次）の追加要請に係る営業時間短縮協力金については、準備期間を考慮し、遅くとも1月28日（金）午前0時から、全面的にご協力いただいた場合は、お支払いの対象となります。

なお、綾川町及びまんのう町についても、今回の協力金については、中小企業・個人事業主の皆様に関し、これまでに営業時間短縮協力金の受給実績があり、今回も1月25日（火）から2月13日（日）までの間、営業時間短縮等の要請に、全面的にご協力いただける飲食店に係る協力金の一部を前払いする制度を創設します。制度詳細は、現在検討中につき、申請受付開始日を含め、2月上旬に公表します。

この度、新たに追加することとした2町を含む8市8町において、まん延防止等重点措置による対策の強化を行うことで、県民の皆さま、事業者の皆さまには、長期間これまで以上にご負担をおかけすることになり、大変申し訳ありませんが、本県における最大の危機的な状況を一刻も早く食い止め、適切な医療提供体制を行うために、ご理解とご協力をお願いします。

また、B.1.1.529系統（オミクロン株）の患者として取り扱われる検査陽性者の濃厚接触者の待機期間については、原則として、最終曝露日（陽性者との接触等）から10日間としておりますが、社会機能を維持するために必要な事業に従事する者（社会機

能維持者)に限り、10日間を待たずに検査が陰性であった場合には、待機を解除できる取扱いとします。詳細については、県ホームページにも掲載していますので、ご確認くださるようお願いいたします。

(<https://www.pref.kagawa.lg.jp/kenkosomu/kikikanri/syakaikinouji.html>)

つきましては、貴社(団体)におかれまして、「香川県まん延防止等重点措置」(資料1)を職員の皆さま及び関係先へご周知いただきますとともに、感染防止対策を徹底いただきますよう、ご協力をお願いいたします。

○お問い合わせ先
香川県商工労働部産業政策課
担当 景政・佐藤
TEL 087-832-3350